

下関市勤労福祉会館
指定管理者の指定に係る申込要項

令和 7 年 7 月

下関市産業振興部
産業立地・就業支援課

目 次

1	設置目的等	・ ・ ・ ・ ・	1
2	施設の概要	・ ・ ・ ・ ・	1
3	指定期間	・ ・ ・ ・ ・	2
4	関係法令の遵守	・ ・ ・ ・ ・	2
5	指定管理者が行う本業務の範囲	・ ・ ・ ・ ・	3
6	管理運営経費の負担	・ ・ ・ ・ ・	3
7	市と指定管理者の責任分担	・ ・ ・ ・ ・	5
8	本業務の継続が困難になった場合における措置	・ ・ ・ ・ ・	5
9	申込みの手続	・ ・ ・ ・ ・	6
10	その他	・ ・ ・ ・ ・	10
11	問合せ先	・ ・ ・ ・ ・	11

様 式 様式第 1 号～第 16 号

下関市勤労福祉会館指定管理者の指定に係る申込要項

下関市勤労福祉会館(以下「会館」という。)は、現在、下関市(以下「市」という。)が指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)を指定して当該指定管理者が管理運営を行っていますが、その指定管理者の指定に係る期間(以下「指定期間」という。)が令和8年3月31日をもって終了します。

市では、指定期間終了後の会館の管理運営について、再度、指定管理者による管理運営を行うこととしました。

会館は、下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第26号。以下「手続条例」という。)第6条第1項第1号に該当する施設であることから、選定の特例として公募によらず現指定管理者である公益財団法人下関勤労福祉振興財団を申込可能団体(以下「申込者」という。)とします。

1. 設置目的等

(1) 会館は、勤労者の福祉の増進と教養文化の向上を図るため設置された公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)です。

(2) 施設のビジョン及び指標
(ビジョン)

勤労者の福祉の増進及び教養文化の向上を図るため、勤労者のための各種講座、労働に関する相談業務、就労支援事業等を行う施設であること。

(指標)

- (1) 勤労者のための各種講座の開催数
- (2) 労働に関する相談件数
- (3) 就労支援事業の実施数
- (4) 利用者の数

※指定期間中において、各年度の目標値は年度協定において定める。

2. 施設の概要

(1) 施設の概要等

- | | |
|--------|--|
| ①名 称 | 下関市勤労福祉会館 |
| ②所 在 地 | 下関市幸町8番16号 |
| ③規 模 | 本 館：延床面積 2,923 m ²
体育館：延床面積 1,887 m ² |
| ④構 造 | 本 館：鉄筋コンクリート造地下1階地上4階建
体育館：鉄筋コンクリート造地上2階建 |

⑤開 設 年 昭和 5 6 年

(2) 開館時間及び休館日

開館時間及び休館日は、下関市勤労福祉会館の設置等に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 7 0 号。以下「設置条例」という。）第 2 条及び第 3 条に定めるとおりとします。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これらを変更することができます。

(3) 使用料

会館の使用料は、設置条例第 7 条に定めるとおりとします。

使用料は、設置条例の規定上、利用料金として指定管理者が収受することはできませんので、全て市の歳入となることに留意してください。

(4) 利用状況(利用人数)

令和 3 年度 68,739 人

令和 4 年度 86,456 人

令和 5 年度 58,410 人（7 月 1 日から 9 月 3 0 日まで本館の空調設備不具合により休館）

令和 6 年度 48,121 人（5 月 6 日から 9 月 3 0 日まで本館の空調設備更新工事により休館）

(5) 指定管理料の推移

令和 3 年度 70,609,718 円(決算額)

令和 4 年度 69,896,863 円(決算額)

令和 5 年度 70,999,004 円(決算額)

令和 6 年度 61,698,509 円(決算額)

3. 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで(5 年間)

4. 関係法令の遵守

会館の管理運営に関する業務（以下「本業務」という。）を実施するに当たっては、次に掲げる法令（条例を含む。以下「関係法令」という。）を遵守しなければなりません。

(1) 地方自治法、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）、地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）

(2) 労働関係法令（労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）、労働組合法（昭和 2 4 年法律第 1 7 4 号）、労働安全衛生法（昭和 4 7 年法律第 5 7 号）、職業安定法（昭和 2 2 年法律第 1 4 1 号）、最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 6 0 年法

律第 88 号)、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)等)

(3) 手続条例、下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成 17 年規則第 358 号)

(4) 設置条例、下関市勤労福祉会館の設置等に関する条例施行規則(平成 17 年規則第 117 号。以下「設置条例施行規則」という。)

(5) 個人情報保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、下関市個人情報保護法施行条例(令和 4 年条例第 35 号)

(6) 施設及び設備の維持保全関係法令(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)、警備業法(昭和 47 年法律第 117 号)等)

(7) 環境法令(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号)、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)、大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)等)

(8) 前各号に掲げるもののほか、本業務の実施に適用を受ける法令

※指定期間中に関係法令に改正があった場合は、改正後の規定を遵守してください。

5. 指定管理者が行う本業務の範囲

指定管理者が行う本業務の範囲は、別紙 1「下関市勤労福祉会館指定管理者業務仕様書(以下「業務仕様書」という。))のとおりです。

また、市の施策として、別紙 2 個人情報特記事項、別紙 3 特記仕様書(環境編簡易)及び別紙 4 下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項に留意してください。

6. 管理運営経費の負担

(1) 利用料金制

利用料金制は、採用しません。

このため、会館の使用料は、市の歳入とします。

なお、市と指定管理者は、毎年度、使用料に係る徴収事務委託契約を締結し、市が指定管理者に使用料の徴収に関する事務を委託します。指定管理者は、使用料を徴収した場合は、確実に保管し、市の指定する納付書を用いて市に納付してください。

また、使用料の減免は、指定管理者に委託することができない行政処分に当たる事務であるため、市が直接実施します。

(2) 指定管理料

市は、本業務の実施の対価として、指定管理者に指定管理料を支払います。

1 会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）当たりの指定管理料の上限額は、69,327,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）です。当該金額を超えない範囲で、指定管理料の額を提案してください。

指定管理料の額は、会計年度ごとに、指定管理者から申込時に提案を受けた金額をもとに、事業計画、本業務の実施状況等を考慮して、市と指定管理者の協議によって決定し、年度協定で定めます（提案を受けた指定管理料の額を保障するものではありません。）。

なお、上限額を超えた額の提案は、受け付けませんのでご注意ください。

指定管理料は、分割して支払うこととし、その時期や方法は、市と指定管理者が協議の上、年度協定で定めます。

(3) 指定管理者の経費として想定されるもの

人件費（業務仕様書を参考にし、専門的知識を有する職員の雇用割合を十分勘案して算出してください。）、修繕料、光熱水費、通信運搬費、手数料、役務費、委託料、使用料及び賃借料、公租公課等その他会館の管理運営に係る経費

(4) 会計の独立

指定管理者は、会館の管理運営に係る経理事務を行うに当たり、指定管理者本体の会計とは別に会計を設けることとします。会館の管理運営に係る収入及び支出は、指定管理者本体の会計の口座とは別の口座（会館の管理運営に係る専用の口座）で管理してください。

(5) 各種税の取扱い

消費税・地方消費税、法人市民税・法人県民税その他の税の納付の取扱いについては、漏れのないよう処理してください。

(6) 精算

指定管理料は、原則として概算払いにて支払うものとして、精算を行います。

(7) 電気調達

令和3年5月に本市が宣言した「ゼロカーボンシティしものせき」に基づき、2050年脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策として、第3次下関市総合計画で掲げる主な取組「地域新電力事業の促進」「再生可能エネルギーの地産地消」「脱炭素の取組を通じた地域経済の活性化」を実現するため、当施設の電力は「株式会社海響みらい電力」からの需給とします。（低圧電力部分については契約可能となった段階からの需給）

7. 市と指定管理者の責任分担

(1) 責任分担の考え方

会館の管理運営に係る市と指定管理者との責任分担は、業務仕様書に示すリスク分担表のとおりとします。なお、この責任分担に疑義があるとき、又は責任分担表に定めのない責任が生じたときは、市と指定管理者が協議の上、責任分担を決定するものとします。

(2) 利用者等に対する損害賠償責任と施設賠償責任保険への加入

利用者等に対して損害賠償を行う必要が生じた場合、被害者は、市に対して損害賠償請求することができることから、市が被害者に対し損害を賠償した場合において、指定管理者に帰責事由があるときは、市が指定管理者に対してその賠償した額を求償します。

このことから、指定管理者は、次に掲げる要件を満たした施設賠償責任保険（指定管理者特約条項等の付いたもの）に加入し、当該保険からの保険金支払いによって損害賠償責任に対応することとします。また、付保する保険の内容については、危機管理対策について（様式第11号）に記入してください。

①記名被保険者：指定管理者

②保険金請求権者：利用者等

③加入手続：指定管理者

④保険の付保範囲：リスク分担表において負担者（「○」の表示該当者）が市以外の項目に定める範囲

⑤必要な補償内容：身体賠償 1名につき 1億円以上

1事故につき 2億円以上

財物賠償 1事故につき 1千万円以上

⑥既加入の保険：既加入の実績がある場合は、その内容の明示

8. 本業務の継続が困難になった場合における措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、本業務の継続が困難となった場合には、市は、指定管理者の指定の取消しを行うことができるものとします。指定の取消しをした場合において、指定管理者に損害が生じて、市は、その賠償の責めを負いません。なお、指定管理者の責めに帰すべき事由とは、次に掲げる場合等を示すものとします。

①指定管理者が関係法令の規定に違反したとき。

②指定管理者が手続条例第11条の規定による業務報告の聴取等に対して、正当な理由なくこれに応じず、若しくは虚偽の報告を行い、又は調査を妨げたとき。

③指定管理者が申込要項に定める資格要件を失ったとき。

- ④指定管理者が申込の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- ⑤指定管理者の責めに帰すべき事由により本業務が行われないとき。
- ⑥指定管理者の業務水準が市の求める水準を満たしていないと判断された場合で、市が改善指示をしたにもかかわらず、その指示に従わず、又は改善が見られないとき。
- ⑦市との間で締結する協定の内容を実施せず、又はこれらに違反したとき。
- ⑧指定管理者の経営状況の悪化等により、本業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断されるとき。
- ⑨本業務の実施に際し不正行為があったとき。
- ⑩指定管理者の本業務に直接関わらない法令違反等により、指定管理者に本業務を継続させることが社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
- ⑪その他指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者自ら協定の締結解除の申出があったとき。

(2) 不可抗力等による場合

不可抗力が発生したときは、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に排除するよう適切に措置する必要があります。ただし、施設の老朽化に伴う改修工事等による休館、不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により本業務の継続が困難となったときは、本業務継続の可否について、市と協議することとします。協議の結果、市がやむを得ないと判断したときは、指定の取消しを行うこととします。

また、指定管理者の責めに帰すべき事由によらず指定管理者が本業務を実施しないときは、本業務を実施しなかったことにより負担しない（人件費を含めた）費用相当分を指定管理料から減額することがあります。

(3) リニューアルに伴う改修工事による場合

3. 指定期間中において、令和8年度以降にリニューアルに伴う改修工事を実施する予定であり（時期及び内容は未定）、指定管理期間中に休館する可能性があります。休館が発生した際には、指定管理料を減額することがあります。

また、リニューアルの内容によっては、指定管理の対象範囲及び指定管理料を変更する可能性もあります。

なお、休館、指定管理の対象範囲の変更、指定管理料の減額又は変更について、市と協議することとします。

9. 申込みの手続

(1) 申込書類の受付

- ①提出書類 (4) に記載した書類
- ②提出部数 正本1部及び副本10部（副本は複写可）

- ③提出期限 令和7年9月8日（月）17時まで
- ④提出場所 下関商工会館（下関市南部町21-19）
下関市産業振興部産業立地・就業支援課就業支援係
- ⑤提出方法 提出場所に持参してください。（郵送、ファックス、電子メールでの提出は受け付けません。）

（2）申込書提出後の日程

①指定管理候補者の審査

指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を開催し、申込者からのプレゼンテーションを受け、選定委員会委員によるヒアリングを行います。審査は、（6）審査及び選定に関する事項に基づき行い、書類審査と併せた結果を市長に報告します。なお、選定委員会の日程は、提出書類の受付期間終了後に改めて通知いたします。

②指定管理者候補者の選定

選定委員会の審査結果に基づき市長が指定管理候補者を決定し、その結果を申込者へ文書にて通知するとともに、市のホームページで公表します。

③指定管理者の指定

指定管理者を指定するには、下関市議会（令和7年12月議会予定）の議決を経る必要があります。当該議決を経た後に、その指定管理候補者を市長が指定管理者として指定します。

④基本協定の締結

指定管理者の指定の後、市と指定管理者とは会館の管理運営に関する基本協定を締結します。また、指定期間中は、会計年度ごとに当該年度の会館の管理運営に関する細目について年度協定を締結します。

（3）申込者の資格要件

申込者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければなりません。

- ① 法人税、法人市・県民税、事業税、消費税、地方消費税その他の租税及び労働保険料を滞納していないこと。
- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中でないこと。
- ③ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、過去2年以内に指定管理者の指定の取消しを受けていないこと。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。
- ⑤ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

- ⑥ 過去2年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けたことがある場合にあっては、応募時において当該是正勧告に対する必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。
- ⑦ 消防法に基づく甲種防火管理者の資格を有している者を会館に常駐させること。
- ⑧ インボイスの交付にあたりインボイス制度における媒介者交付特例を行うことができること（適格請求書発行事業者として登録を受けていること）又はインボイスの交付にあたり代理交付を行うことができること。

（4）提出書類

①申込書（様式第1号）

②下関市勤労福祉会館事業計画書（様式第2号）

ア 申込した理由について（様式第3号）

イ 管理運営の基本方針について（様式第4号）

ウ 利用促進の取組内容について（様式第5号）

エ サービス向上のための取組内容について（様式第6号）

オ 施設の維持管理について（様式第7号）

カ 適正かつ効率的な管理運営の方策について（様式第8号）

キ 職員の配置、研修計画について（様式第9号）

ク 個人情報保護に関する措置について（様式第10号）

ケ 危機管理対策について（様式第11号）

③収支計画書（様式第12号）

収支計画書の作成に当たっては、現行の消費税率（地方消費税率を含む。）で積算してください。なお、指定期間における消費税率の改正に伴う指定管理料の変更については、改正時に市と指定管理者とで協議するものとします。

④自主事業計画書（様式第13号）

⑤団体概要書（様式第14号）

ア 法人登記簿謄本（申込日から3月以内に発行された履歴事項全部証明書）

イ 定款、規約、会則その他これらに類する書類

ウ 法人印鑑証明書（申込日から3月以内に発行されたもの）

⑥再委託予定調書（様式第15号）

⑦申込者の資格を満たしていることが確認できる書類

ア 申込者が要件を全て満たしている旨の誓約書（様式第16号）

イ 法人税、法人市・県民税、事業税、消費税、地方消費税その他の租税及び労働保険料の滞納がないことの証明書

⑧法人の経営状況を説明する書類

申込みの日が属する事業年度の直前の事業年度における貸借対照表、損益計算書、事業報告書、利益処分に関する書類、財産目録、その他申込者の財務状況を明ら

かにする書類

⑨甲種防火管理者の資格を有する者の当該資格を証する書類の写し

(5) 申込みに当たっての留意事項

①この要項等の承諾

申込者は、本要項及び業務仕様書の記載内容を承諾した上で、申込書類を提出するものとします。

②接触の禁止

申込者は、選定委員会審査が終了するまでの間、指定管理候補者の選定に関して、選定委員会委員と接触することを禁止します。

③提案内容の変更の禁止

提出書類の内容を提出期限後に変更することはできません。

④虚偽の記載をした場合の無効

提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格となる場合があります。

⑤費用負担

申込みに必要となる一切の費用は、申込者の負担とします。

⑥提出書類の取扱い

提出書類の著作権は、申込者に帰属します。ただし、市が指定管理候補者の選定の公表等において必要があると認めるときは、当該提出書類の全部又は一部を無償で使用するものとします。

⑦追加書類の提出

必要があると認めるときは、市から追加書類の提出を求める場合があります。追加書類の取扱い等については、提出書類に準じます。

⑧情報公開

選定結果として申込者名、審査結果の概要等を市のホームページで公開いたします。また、提出書類は、情報公開の請求により開示する場合がありますので、ご承知の上、申込みをしてください。

⑨資料の目的外使用の禁止

市が提供する資料は、申込みに関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この目的の範囲内であっても、市の下承を得ることなく第三者に対し提供し、及び使用させることを禁じます。

(6) 審査及び選定に関する事項

①審査の基準

指定管理候補者の選定に当たっては、別紙5指定管理候補者選定（審査）の基準・着眼点（案）の評価基準に基づき、審査を行います。

なお、本評価基準は選定委員会事務局の案であり、選定委員会において変更される可能性があります。

②最低制限基準

①の基準に基づき、選定委員会において最低制限基準を設けます。

申込内容が最低制限基準に満たない場合は、指定管理候補者として選定することができません。ただし、不備な点を指摘して再度提案を受け、最低制限基準を満たした場合は選定します。

10. その他

(1) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の記載内容の解釈に疑義が生じたとき、又は協定書に定めのない事項が生じたときは、市と指定管理者とで協議し、解決します。

(2) 第三者への一括委託の禁止

指定管理者は、本業務を一括して第三者へ委託することはできません。ただし、施設の維持管理に関する業務については、あらかじめ市と協議の上、その一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができます。

(3) 秘密を守る義務

指定管理者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはいけません。指定期間が終了し、若しくは指定を取り消され、又は指定管理者が使用する者が本業務に従事しなくなった後における当該者においても同様とします。

(4) 文書の管理・保管

① 指定管理者は、本業務の実施に伴い作成し、又は受領した文書等を適正に管理保管することとします。なお、指定期間終了時又は指定取消し時に、当該文書等を市の指示に従って引き渡していただくことがあります。

② 地方自治法第199条第7項の規定に基づく下関市監査委員による監査又は下関市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成17年条例第369号）の規定に基づく監査が行われる場合は、調査、帳簿書類その他記録の提出に応じていただきます。

(5) 自主事業

指定管理者は、本業務以外の事業で、自己の費用と責任において実施する事業（以下「自主事業」という。）を実施することができます。自主事業をする場合は、施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲において、市に対して自主事業計画書を提出し、事前に市の承諾を受けることとします。

1 1. 問合せ先

〒750-0006 下関市南部町21-19 下関商工会館4階

下関市産業振興部産業立地・就業支援課就業支援係

電話 083-231-1310

FAX 083-235-0910

Mail sgsangyo@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

担当 櫻井、安成